

トキの羽は
人にあげないでください

野生で暮らすトキの数が増えてきて、身近なところでトキを見かける機会が多くなっています。トキが飛び立った後の田んぼや道などで、落ちていた羽を見つけて拾えることがあります。

しかし、トキの羽を許可なく人に売ったりあげたりすると、種の保存法により厳しく罰せられます。トキの羽を拾っても、人には渡さず大事に保管してください。

☎ 農業政策課 トキ保護係

☎ 63-5117

選挙運動用ビラの作成費が
公費負担の対象になりました

公職選挙法の改正によって、市議会議員や市長の選挙でも選挙運動用ビラの頒布が可能となっています。立候補しやすい環境整備の一環として、この選挙運動用ビラの作成費についても、選挙運動用ポスター等と同様に公費負担ができるよう条例を改正しました。

公費負担の概要

● 公費負担の概要
● ビラ上限額 1枚7円51銭
● 枚数

● 市長選挙 1万6千枚まで
● 市議会議員選挙 4千枚まで

☎ 選挙管理委員会事務局

☎ 63-3111(代)

「三不運動」をご存知ですか？

政治家の寄附は禁止(贈らない)！
政治家の寄附を求めない！
受け取らない！

皆さま一人一人が寄附禁止のルールを守って、

明るい選挙を実現しましょう

次の行為が禁止されています

① 政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の方(個人・団体を問わず)に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず、特定の場合を除き、罰則をもって禁止されています。

例 お祭りへの寄附・差し入れ、お歳暮・お年賀、葬儀の花輪・供花、病氣見舞いなど

② 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をしようとする誘いや要求をすることも禁止されています。

また、政治家の当選または被選挙権を失せる目的で勧誘や要求をしようと処罰されます。

③ 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内の方に対して政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をしたりすることは禁止されており、選挙

④ 政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内の方に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義に関わらず処罰されます。

⑤ あいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内の方に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等を出すことは禁止されています。

※そのほか、禁止されている行為があります。詳しくは、総務省ホームページ(なるほど選挙「寄附の禁止」)をご覧ください。

☎ 選挙管理委員会事務局

☎ 63-3111(代)

おむつ代に係る医療費控除を受ける方は「おむつ使用証明書」が必要です

傷病によりおおむね6カ月以上の期間寝たきりで、医師の治療を受けている方のおむつ代は、所得税や市・県民税の申告の際に医療費控除の対象となります。

初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医療機関で発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代金の領収書」が必要です。

また、要介護認定を受けており、引き続き控除を受ける方は、その要件を満たした場合、市で「おむつ使用証明書」に代わる確認書を交付します。

☎・☎おむつ使用証明書について

高齢福祉課 介護保険係

☎ 63-3790

所得税、市・県民税の申告について

税務課 市民税係 ☎ 63-5110

